

令和 7 年度 財務状況

- 城北高校の教育
- 事業報告
- 役員会・評議員会開催報告
- 資金収支計算書
- 事業活動収支計算書
- 貸借対照表
- 財産目録
- 監査報告書

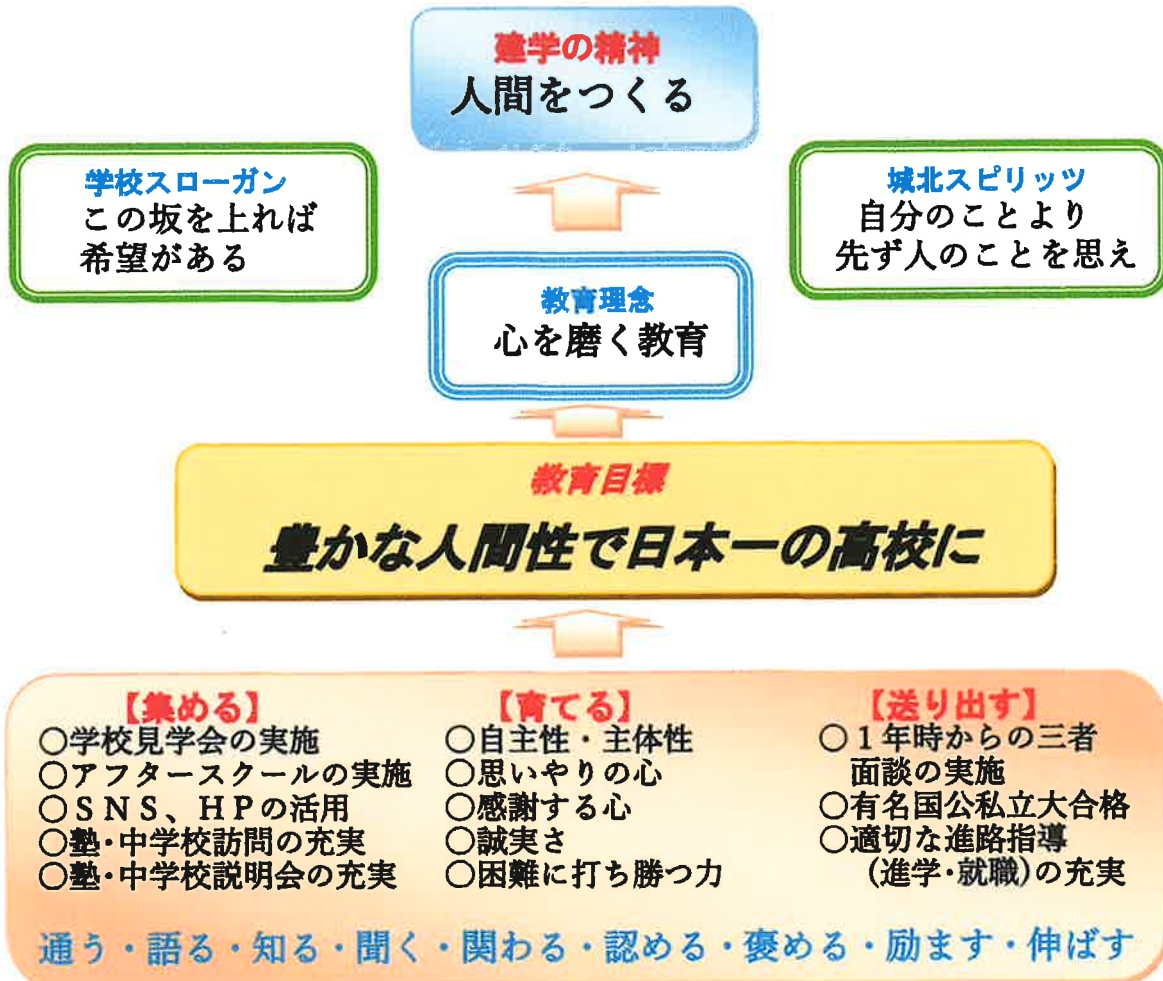
令和8年度 名門城北高校の教育

名門とは「日本一のめんどろ見」と「豊かな人間性」

教職員スローガン

※ 特に今年度が勝負の年度

2年連続定員240名以上を全員の力を合わせて達成する



【最重点取組事項】

- ① いじめ根絶(人権教育の充実)
- ② 授業の充実
- ③ 国家、検定試験等の合格率アップ

【7つの学び】

- ・多様性の尊重
- ・読書活動の推進
- ・地域活性化プロジェクトの充実
- ・論語教育の充実
- ・プレゼン力の育成
- ・授業の充実
- ・SDGsの推進

令和7年度 事業報告

月	学校行事等	理事会等関係事業 大規模工事	月	学校行事等	理事会等関係事業 大規模工事
4	辞令交付式(1日)	【工事】 武道館棟 屋根防水 工事 (4月中旬～6月中旬)	10	前期終業式(7日)	本館外壁修繕工事 
	始業式(8日)			秋季休業(8日～13日)	
	入学式(9日) 奨学生認定式(9日)			後期始業式(14日)	
	対面式(10日)			教育実践入試説明会 (16日)	
	新入生一斉テスト(11日)			看護科宣誓式(21日)	
	生徒会・各部紹介(14日)		11	学園祭(10/31～11/1)	
	新入生宿泊研修 (15日～16日)			後期中間考査(20日～)	役員会(19日)
5	体育大会(10日)		12	2年修学旅行(1日～4日)	役員研修会 (5日～6日)
	授業参観・PTA総会(17日)	監事監査(17日)		終業日(19日)	
	高校総体・総文祭 (30日～)	評議員会・役員会 (27日)		仕事納め(26日)	
6	中学校訪問(4～6日)		1	仕事始め(5日)	
	生徒総会(3日)			始業日(8日)	
	前期中間考査(19日～)			大学入学共通テスト (17日～)	
7	山鹿4校合同説明会 (6日)	評議員会 役員会(2日)		専願・奨学入試(21日)	
	生徒会選挙(8日)			介護福祉士国家試験 (25日)	
	私立高校合同説明会 (13日)			3年学年末考査(27日～)	役員会(28日)
	終業日(18日)		2	3年家庭学習(1日～)	
	夏季休業(7/19～8/24)			一般入試(4日)	
	PTA愛校作業(19日)			卒業調理発表会(11日)	
	第1回オープンキャンパス (27日)			1・2年学年末考査 (13日～)	
				看護師国家試験(15日)	
8	山鹿灯笼祭補導(16日)	全員研修会(5日)		表彰式(27日)	
	始業日(25日) 実力考査(25日)	本館外壁改修工事 (8月5日～ 10月29日)	3	卒業式(1日)	
9	前期期末考査(2日～)			修了式・退任式(19日)	
	PTA愛校作業(20日)			新入生登校日(23日)	評議員会・役員会 (26日)
	第2回オープンキャンパス (28日)				

令和7年度理事会(役員会)・評議員会開催報告

【令和7年】

4月11日(木) 役員プロジェクト会議

- ・再雇用制度に係る規則規程の見直し作業

4月25日(木) 役員プロジェクト会議

- ・再雇用契約職員の給与制度について

5月 8日(水) 役員プロジェクト会議

- ・寄附行為改正に伴う諸規則の変更に係る理事長への答申について

5月17日(水) 監事監査

- ・会計監査 ・令和5年度決算報告について

5月27日(水) 評議員会・理事会(役員会)

- ・理事長への答申(寄付行為の改正に伴う諸規則の修正について)
- ・令和5年度決算報告について
- ・令和5年度会計監査報告について
- ・令和6年度第1回補正予算について
- ・学科定員変更に伴う学則変更について

6月 6日(木) 役員プロジェクト会議

- ・寄付行為の改正に伴う役員・評議員の構成について

7月11日(木) 臨時評議員会・理事会(役員会)

- ・第1四半期の決算報告
- ・財務状況改善について
- ・寄付行為について

8月 9日(金) 全員研修会

- ・学校の諸課題等の解決に向けて(選ばれる学校の追求)

10月29日（火）理事会（役員会）

- ・ 上半期決算報告について
- ・ 寄付行為について
- ・ 就業規則・給与規程・再雇用契約規程について
- ・ 教職員・役員合同研修会について

【令和8年】

1月31日（金）

- ・ 令和6年度予算執行状況について
- ・ 令和6年度事業進捗状況について
- ・ 令和7年度予算の骨子について
- ・ 台湾からの聴講生の受け入れについて

3月28日（金）評議員会・理事会（役員会）

- ・ 役員・評議員の改選について
- ・ 令和6年度予算執行状況について
- ・ 令和6年度第2回補正予算について
- ・ 令和6年度事業報告について
- ・ 令和7年度事業計画について
- ・ 令和7年度当初予算について
- ・ 令和8年度高等学校課程授業料の値上げについて

資金収支計算書

令和7年4月 1日 から
令和8年3月31日 まで

(単位:円)

収入の部			
科 目	予 算	決 算	差 異
学生生徒等納付金収入	400,735,650	393,869,087	6,866,563
手数料収入	5,670,000	5,639,100	30,900
寄付金収入	2,540,000	2,530,000	10,000
補助金収入	318,200,000	318,926,534	-726,534
資産売却収入	280,000	280,000	0
受取利息・配当金収入	500,000	1,200,641	-700,641
雑収入	20,462,740	20,913,414	-450,674
前受金収入	22,500,000	12,901,085	9,598,915
その他収入	403,482,239	466,877,009	-63,394,770
資金収入調整勘定	-65,330,000	-70,156,520	4,826,520
前年度繰越支払資金	360,717,594	360,717,594	0
収入の部合計	1,469,758,223	1,513,697,944	-43,939,721

(単位:円)

支出の部			
科 目	予 算	決 算	差 異
人件費支出	448,822,740	458,042,619	-9,219,879
経費支出	220,780,000	237,119,791	-16,339,791
借入金等利息支出	355,200	377,400	-22,200
借入金等返済支出	8,880,000	8,880,000	0
施設関係支出	63,492,600	66,003,900	-2,511,300
設備関係支出	7,081,003	8,993,785	-1,912,782
その他支出	469,902,436	459,616,498	10,285,938
資金支出調整勘定	-20,000,000	-41,430,373	21,430,373
翌年度繰越支払資金	270,444,244	316,094,324	-45,650,080
支出の部合計	1,469,758,223	1,513,697,944	-43,939,721

事業活動収支計算書

令和7年4月 1日 から
令和8年3月31日 まで

(単位:円)

教育活動収支	事業活動収入の部	科 目	予 算	決 算	差 異
		学生生徒等納付金	400,735,650	393,869,087	6,866,563
		手数料	5,670,000	5,639,100	30,900
		寄付金	2,540,000	2,530,000	10,000
		経常費補助金	318,200,000	318,926,534	-726,534
		雑収入	20,462,740	20,913,414	-450,674
		教育活動収入計	747,608,390	741,878,135	5,730,255
	事業活動支出の部	人件費	448,822,740	458,750,854	-9,928,114
		経費	298,780,000	316,475,375	-17,695,375
		徴収不能額	0	0	0
		教育活動支出計	747,602,740	775,226,229	-27,623,489
教育活動収支差額		5,650	-33,348,094	33,353,744	
教育活動外収支	事業活動収入の部	科 目	予 算	決 算	差 異
		受取利息・配当金	500,000	1,200,641	-700,641
		その他の教育活動外収入	0	0	0
		教育活動外収入計	500,000	1,200,641	-700,641
	事業活動支出の部	借入金等利息	355,200	377,400	-22,200
		その他の教育活動外支出	0	0	0
		教育活動外支出計	355,200	377,400	-22,200
	教育活動外収支差額		144,800	823,241	-678,441
経常収支差額		150,450	-32,524,853	32,675,303	

特別収支	事業活動収入の部	科 目	予 算	決 算	差 異
		資産売却差額	0	280,000	-280,000
		その他の特別収入	0	0	0
		特別収入計	0	280,000	-280,000
	事業活動支出の部	科 目	予 算	決 算	差 異
		資産処分差額	0	0	0
		その他の特別支出	0	20,098,431	-20,098,431
		特別支出計	0	20,098,431	-20,098,431
	特別収支差額		0	-19,818,431	19,818,431
【予備費】		0		0	
基本金組入前当年度収支差額		150,450	-52,343,284	52,493,734	
基本金組入額合計		0	-80,064,755	80,064,755	
当年度収支差額		150,450	-132,408,039	132,558,489	
前年度繰越収支差額		0	-1,318,157,877	1,318,157,877	
基本金取崩額		0	0	0	
翌年度繰越収支差額		150,450	-1,450,565,916	1,450,716,366	

(参考)

事業活動収入計	748,108,390	743,358,776	4,749,614
事業活動支出計	747,957,940	795,702,060	-47,744,120

貸借対照表

令和8年3月31日

(単位:円)

資産の部			
科 目	本年度末	前年度末	増減
固定資産	1,558,396,489	1,562,784,388	-4,387,899
流動資産	403,666,711	425,247,545	-21,580,834
資産の部合計	1,962,063,200	1,988,031,933	-25,968,733
負債の部			
科 目	本年度末	前年度末	増減
固定負債	62,160,000	71,040,000	-8,880,000
流動負債	98,765,905	63,510,854	35,255,051
負債の部合計	160,925,905	134,550,854	26,375,051
純資産の部			
科 目	本年度末	前年度末	増減
基本金	3,251,703,211	3,171,638,456	80,064,755
繰越収支差額	-1,450,565,916	-1,318,157,377	-132,408,539
純資産の部合計	1,801,137,295	1,853,481,079	-52,343,784
負債及び純資産の部合計	1,962,063,200	1,988,031,933	-25,968,733

財 産 目 録

令和8年3月31日 現在

(単位:円)

科 目	摘 要	金 額	
土 地	山鹿市志々岐大野原798他 79,724.16㎡	211,172,464	
	計		211,172,464
建 物	校舎他(床面積) 13,265.86㎡	1,263,545,558	
	計		1,263,545,558
構 築 物	第二グラウンド他	15,083,226	
	計		15,083,226
機 器 備 品	机・椅子他	44,288,175	
	計		44,288,175
図 書	所有図書	20,213,274	
	計		20,213,274
車 両	スクールバス他	1,442,009	
	計		1,442,009
電 話 加 入 権	44-8111	650,685	
	計		650,685
施 設 利 用 権	山鹿市水道局上下水料金加入金他	0	
	計		0
預 託 金	スクールバスのリサイクル預託金等	405,730	
	計		405,730
長期 前払 費用	無線LAN工事 ハブ保守料	55,039	
	計		55,039
ソフトウェア	食堂用栄養管理システム	1,540,329	
	計		1,540,329
	1 基本財産		1,558,396,489
現 金 預 金	現金	1,046,041	
	普通預金	215,201,794	
	定期預金	99,846,489	
	計		316,094,324
未 収 入 金	補助金・退職金他	61,426,520	
	計		61,426,520
有 価 証 券	NTT株他	5,140,800	
	計		5,140,800
前 払 金	受入伴走支援着手金	98,000	
	計		98,000
仮 払 金	積立金・PTA会費・クラブ活動他	20,907,067	
	計		20,907,067
	2 運用財産		403,666,711
	[1] 資 産		1,962,063,200
長 期 借 入 金	日本私立学校振興共済事業団	62,160,000	
	計		62,160,000
	1 固定負債		62,160,000
短 期 借 入 金	日本私立学校振興共済事業団	8,880,000	
	計		8,880,000
未 払 金	退職金・業者支払い他	41,430,373	
	計		41,430,373
前 受 金	入学金・学園維持	12,901,085	
	計		12,901,085
預 り 金	私学共済掛金他	14,747,781	
	計		14,747,781
賞 与 引 当 金	賞与引当金	20,806,666	
	計		20,806,666
	2 流動負債		98,765,905
	[2] 負 債		160,925,905
	正味財産		1,801,137,295

独立監査人の監査報告書

令和 8 年 6 月 15 日

学校法人松浦学園
理事会 御中

宮崎公認会計士事務所
熊本県熊本市

公認会計士 宮崎拓郎

< 計算関係書類監査 >

計算関係書類に対する監査意見

私は、私立学校振興助成法第14条第2項の規定及び令和7年7月22日付け熊本県告知第579号に基づき、学校法人松浦学園の令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の計算関係書類（計算書類、すなわち貸借対照表、事業活動収支計算書、資金収支計算書、重要な会計方針、その他の注記及びその附属明細書をいう。以下同じ。）について監査を行った。

私は、上記の計算関係書類が、全ての重要な点において、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠して作成されているものと認める。

計算関係書類に対する監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算関係書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算関係書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠して計算関係書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算関係書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算関係書類を作成するに当たり、理事者は、継続法人の前提に基づき計算関係書

類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に基づいて継続法人に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算関係書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算関係書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算関係書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算関係書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算関係書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続法人を前提として計算関係書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続法人の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続法人の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算関係書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算関係書類の注記事項が適切でない場合は、計算関係書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続法人として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算関係書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められ

る学校法人会計の基準に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

＜人件費支出内訳表監査＞

人件費支出内訳表に対する監査意見

私は、私立学校振興助成法第14条第4項及び私立学校振興助成法施行規則第2条第4号の規定並びに令和7年7月22日付け熊本県告示第580号に準じて、学校法人松浦学園の令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の人件費支出内訳表について監査を行った。

私は、上記の人件費支出内訳表が、全ての重要な点において、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準及び私立学校振興助成法施行規則に準拠して作成されているものと認める。

人件費支出内訳表に対する監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「人件費支出内訳表の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

人件費支出内訳表は、私立学校振興助成法に基づく補助金申請に当たり所轄庁に提出するために私立学校振興助成法施行規則に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、私の意見に影響を及ぼすものではない。

本報告書は、法人及び所轄庁のみを利用者として想定しており、法人及び所轄庁以外に配布及び利用されるべきものではない。

人件費支出内訳表に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準及び私立学校振興助成法施行規則に準拠して人件費支出内訳表を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない人件費支出内訳表を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監事の責任は、人件費支出内訳表の作成プロセスの整備及び運用における理事の職

務の執行を監視することにある。

人件費支出内訳表の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての人件費支出内訳表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から人件費支出内訳表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、人件費支出内訳表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 人件費支出内訳表の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性を評価する。
- ・ 人件費支出内訳表の表示が、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準及び私立学校振興助成法施行規則に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

その他の記載内容

その他の記載内容は、私立学校振興助成法第14条第4項及び私立学校振興助成法施行規則第2条に基づいて所轄庁に提出する書類に含まれる情報のうち、計算関係書類、人件費支出内訳表及びその監査報告書以外の情報である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私の計算関係書類及び人件費支出内訳表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算関係書類及び人件費支出内訳表の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算関係書類、人件費支出内訳表又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上